

## 第5期一般事業主行動計画

1 計画期間 平成31年4月1日～令和3年3月31日までの2年間

2 内容

目標1

第4期一般事業主行動計画同様、令和3年3月までに、育児・介護休業、育児短時間勤務などの制度の周知を徹底し、常に、男性職員を含め育児・介護休業の取得率の3%の継続を目指す。

結果

計画期間中育児休業取得者

男性 1名 女性 5名

$8/195=4.1$  達成%

目標2

平成33年3月までに、ワークライフバランスの充実を図るためにも、この期間を通じて、年間労働時間を2000時間切ることを目指す。

結果

現在 2007時間で未達成

## 第6期事業主行動計画

- 1 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間
- 2 内容
  - 目標1 第5期一般事業主行動計画で挙げた「年間労働時間を2000時間切ることを目指す。」を再度目標とする①
  - 目標2 子供が生まれる際、出産当日を含め特別休暇制度の創設する②
  - 目標3 結婚や出産等で退職した職員が、復職しやすいような制度の創設する③
  - 目標4 第5期同様、令和5年3月までに育児・介護休業、育児短時間勤務などの制度の周知を徹底し、常に、男性職員を含め育児・介護休業の取得を促進し、取得率の3%の継続を目指す。④

### <対策>

- ・令和3年4月～
  - ①年間労働時間を減らすために、各事業所での対応を考えていく。
  - ②特別休暇制度の妥当日数の検討に入る
  - ③復職制度の検討に入る
  - ④新規採用者に対して、育児・介護休暇規定について周知をする
- ・令和4年4月～
  - ①、②、③の進捗状況の確認並びに継続
  - ④の継続として新規採用者に対して、育児・介護休暇規定について周知を行う
- ・令和4年10月～
  - ①、②、③の実施に向かい各事業所で具体的な取り組みを考える。
- ・令和5年3月  
新たに決定した事項について、遅くともこの時期までには各職員に周知する

※計画期間内において①、②、③については、実行可能になれば早期実行し、すべての職員に周知を行うものとする